

## 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための主な検討事項

### 第1 マイナンバー法成立と、戸籍事務へのマイナンバー制度導入の検討に至る経緯

#### 1 マイナンバー法成立と施行後3年後見直し

平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が成立し、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入されることとなった。マイナンバー法は、個人番号（以下「マイナンバー」という。）を行政サービスの様々な場面で利用するマイナンバー制度を導入することにより、行政サービスの信頼性、透明性、行政運営の効率化を高めるとともに、行政サービスにおける国民の利便性の向上を図ることなどを目的としている（マイナンバー制度の概要については、参考資料3（マイナンバー制度について）参照）。

マイナンバー法は、平成27年10月に施行され、平成28年1月から具体的な運用が開始されている。

マイナンバー法附則第6条第1項で、政府はマイナンバー法の施行後3年を目途として、マイナンバー法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとされている（施行後3年後見直し）。

#### 2 戸籍事務へのマイナンバー制度導入の要望

マイナンバー制度の導入の検討段階において、戸籍事務もその利用範囲とすることが検討対象となっていたが、全市区町村の戸籍事務の電算化が完了していないなどの理由から、マイナンバー法の成立の際には、その利用範囲に戸籍事務を含むことは見送られた経緯がある。

その後、全国知事会から、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、戸籍事務を始め聖域を設けることなく検討を進めるべきである旨の要請がされ、「日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定、平成26年6月24日改定）」において、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることについて検討を行うことなどが盛り込まれた。

さらに、「日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）」、「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月

30日改定)」及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定，平成27年6月30日改定）」においても、「戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、（中略）必要な論点の洗い出し，整理等の個別具体的な検討を進め，2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる」ことが盛り込まれた。その後、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）」において、「戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については，平成31年度までに必要な法整備等を実施」とされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」においても、「戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進める」こととされている。

法務省民事局においては，戸籍制度に関する研究会（以下「研究会」という。）を立ち上げ，平成26年10月から22回にわたり会議を重ねるとともに，戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「システムワーキンググループ」という。）も立ち上げ，平成27年6月から21回にわたり会議を重ね，平成27年度から法務省が委託する専門業者による調査・研究（以下「委託調査・研究」という。）と並行して，それぞれが論点として掲げる問題点についても制度面から議論を行い，それぞれにフィードバックする形で検討を行ってきた。システムワーキンググループは平成29年7月に，研究会は同年8月に最終取りまとめを行っている。

## 第2 戸籍制度及び戸籍事務の現状（詳細は参考資料1（戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ）2ページ以降参照）

### 1 戸籍制度の意義・機能

戸籍制度は，人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とする制度である。戸籍は，日本国民についてのみ編製され，外国人については編製されない。

戸籍によって登録・公証される身分関係の主なものとして，氏名，男女の別，出生及び死亡に関する事項のような本人自身に関する事項や，親子関係，夫婦関係のような他者との基本的な身分関係に関する事項のほか，親権者や未成年後見人などの法定代理人に関する事項，推定相続人の廃除のような相続に関する事項等がある。

また，戸籍（除籍を含む。）の内容を証明する謄本，抄本及び記載事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）は，一般旅券の発給申請や児童扶養手当の受給申請などの各種の公的な手続において提出を求められ，申請者等の国籍や身分関係の証明に供されている。

委託調査・研究において，戸籍謄本等の利用目的に係る調査として，戸籍謄本等の交付を行う市区町村への調査を行ったところ，相続関係手続，年金・社

会保険関係手続，旅券関係手続，戸籍届出の4種類が多いという結果であった（参考資料1，8ページ参照。注1）。また，利用目的別の戸籍謄本等の種別について，相続関係手続，年金・社会保険関係においては，主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付しており，旅券関係手続，戸籍届出においては，主に戸籍謄抄本を交付しているとの結果であった。

他方，委託調査・研究において，戸籍に対する国民の意識調査を行い，その中で戸籍謄本等の交付請求をした目的についても調査を行った。その結果は，旅券申請のためが一番多く，戸籍の届出，年金や社会保障給付金受給に関する手続のため，相続手続のためという順番であった（参考資料1，12ページ参照）。

（注1）ただし，記載した4種類以外の，その他の割合も4割以上を占めているところ，本人等請求の場合，理由を記載しなくとも戸籍謄本等の交付請求が可能であることから，記載した4種類の順序，割合等については，若干の変動があり得ることに注意を要する。

## 2 戸籍事務に関する機関

戸籍に関する事務は，本来国が果たすべき役割に関するものであるが，国民生活と密接な関係があり，市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから，第一号法定受託事務とされ，市区町村の長（注2）がこれを管掌している（戸籍法（昭和22年法律第242号。以下「法」という。）第1条，第4条）。法務省は，市区町村が戸籍事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定め，法務局は，戸籍事務の処理に関する助言，指示等を行うこととされている（法第3条第1項，第2項）。これを踏まえ，市区町村は，法令及び法務省の発出した通達等に則り，市区町村ごとに，戸籍の届出等の受領，その受理・不受理の審査・決定を行うほか，本籍と定められた場所（以下「本籍地」という。）のある市区町村は，戸籍の記載や戸籍簿・除籍簿の管理・保存などの戸籍事務を行う。これに対し，法務局は，戸籍事務の処理について，市区町村から照会を受けて，必要に応じて，審査を行い，市区町村に対し，指示又は助言をしている。

（注2）戸籍事務は全て市町村長の名において行われるが，東京都の特別区及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項）においては，区長が管掌する（法第4条）。

## 3 戸籍事務の処理

### (1) 届書の提出

戸籍の届出は，届出人の所在地（一時滞在地を含む。）など，届出事件の本人の本籍地以外でも行うことができ（法第25条第1項，第51条第1項等），届出全体のうち，非本籍地における届出は，平成28年度において，届出全体の26.49%を占めている（注3）。

また，非本籍地の市区町村における分籍及び転籍の届出の際には，届出人は，戸籍謄本を届書に添付しなければならず（法第100条第2項，第10

8条第2項), それ以外の届出であっても, 市区町村長は, 届出の受理に際し, 必要があるときは, 戸籍謄本等の提出を求めるとされ(戸籍法施行規則(以下「規則」という。)第63条), 実務上, 非本籍地に婚姻, 離婚等の届出をする場合には, 戸籍謄本等の添付を求めている。

(注3) 平成28年度戸籍事件表による。なお, これには1通の届出に含まれる複数の本人のうちの一部の本籍地にされた届出は含まれていない。

#### (2) 届出の受理・不受理の審査の際の戸籍情報の照会

非本籍地における届出であっても, 届出がされた市区町村において, 当該届出の受理・不受理を決定することとされているため, その審査の過程において, 当該届出事件の本人の戸籍情報を確認する必要がある場合がある。例えば, 非本籍地の市区町村が, 戸籍謄本等の添付のない婚姻届の提出を受けた場合には, 夫婦となる者の戸籍を確認し, 再婚禁止期間にかからないことなどの婚姻要件の有無を審査しなければならない。しかし, その市区町村は, 本人の戸籍情報を保有していないため, 届出審査の一環として, 本籍地の市区町村に電話で問合せを行ったり, 戸籍謄本等の公用請求(法第10条の2第2項)を行うなどして対応しているのが実情である。

#### (3) 戸籍の記載を要する市区町村への届書の送付

非本籍地の市区町村において届出を受理した場合, 本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため, 届出を受理した市区町村は, 届書の謄本を作成し(法第36条3項), 本籍地の市区町村に送付しなければならない(規則第26条)。

#### (4) 戸籍簿・除籍簿の管理

戸籍及び除籍は, 本籍地の市区町村が, これをつづって戸籍簿及び除籍簿として保存するとし(法第6条, 第7条, 第12条第1項), 戸籍事務が電算化されている場合には, 磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍(いわゆる戸籍正本データ)を蓄積して戸籍簿及び除籍簿としている(法第119条第2項)。

また, 戸籍は, 正本と副本を設け, 正本は, 市区役所又は町村役場に備えることとされている(法第8条)。戸籍事務が電算化されている場合は, 戸籍の正本は, 市区町村ごとに構築・運用されている戸籍情報システムにより管理されており, さらに, 正本である戸籍簿・除籍簿データと同一の事項の記録(副本とは別のバックアップとしてのデータ)を別に備えることが義務付けられている(規則第72条第1項)。

## 4 戸籍の公開

(1) 戸籍制度については, 明治31年以来, 公開の原則が採用されていたが,

自己の情報を他人に知られたくないという国民意識の高まりを背景として個人情報保護の社会的要請が強まったことなどから、平成19年に戸籍謄本等の請求に関する戸籍法改正が行われた。

これにより、請求者を、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）と、それ以外の第三者に分類した上で、本人等については、理由を明らかにすることなく、戸籍謄本等を請求できるが、市区町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかな場合はこれを拒むことができることとした（法第10条）。一方、第三者については、自己の権利の行使等のために戸籍の記載事項を確認することが必要な者、国又は地方公共団体の機関及び弁護士等の資格者に分類の上、請求者の属性に応じた要件を各別に定めている（法第10条の2）。

- (2) 戸籍謄本等の交付については、本籍地の市区町村のみにおいて行っており（法第10条、第10条の2、第12条の2、第120条）、戸籍謄本等の請求の方法としては、本籍地市区町村の窓口で請求する方法のほか、郵送による方法がある（注4）。なお、平成22年以降、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機を利用して交付請求者本人の戸籍謄本等を交付する取扱いも、一部の市区町村において開始されており、平成29年10月2日現在379の市区町村において実施されている（注5）。

(注4) 前記の方法によるほか、オンラインによる交付請求も可能であり、平成29年8月1日現在、東京都中野区及び神戸市において取扱いを開始している（料金の納付方法について、東京都中野区はペイジーによる振込、神戸市はクレジットカード決済）。

(注5) 戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付については、当初は住所地と本籍地が同一市区町村内にある場合に限り証明書の取得が可能であったところ、平成28年5月から特定の市区町村を本籍地とする証明書については、マイナンバーカードを利用することにより、同一市区町村内に限らず戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付が可能となった。このような住所地と本籍地が同一市区町村でない場合の戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付を導入する市区町村は増加傾向にある（平成29年10月2日現在161の市区町村において実施）。

ただし、本籍地と住所地が異なる利用者が新たに本サービスを利用しようとする場合は、当該本籍地が本サービスを実施していることを前提となるほか、事前にコンビニエンスストアのマルチコピー機又は自宅等からインターネットを用いて、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書の認証を受け、所定の画面上に「本籍」、「筆頭者氏名」、「連絡先電話番号」等の必要事項を入力して利用登録申請を行い、申請を受けた本籍地市区町村においてマイナンバーカードに記録されたシリアル番号と戸籍情報の紐付けを行う必要がある。

## 5 届書類の保存

届書類（届書、申請書その他の書類）は、戸籍の記載を了した後は、戸籍が滅失した際の再製資料として、あるいは、民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか、法務局において、戸籍の副本と対照することにより戸籍記載の適否を判断する資料や戸籍の記載に過誤等が発見された場合に訂正の指示等を行う根拠資料などとして、利用されている。また、戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は、その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

戸籍の記載を了した届書類のうち、本籍人に関するものは、市区町村から法務局に1か月ごとに送付され、法務局において当該年度の翌年から27年保存される（規則第48条第2項、第49条）。ただし、法務局が戸籍の副本の送付又は送信を受けると、当該年度の翌年度から5年を経過した届書類は廃棄することができる（規則第49条の2）。したがって、磁気ディスクに記録された戸籍の場合には、戸籍に記録をした後、副本データが遅滞なく送信されるため（後記7参照）、届書の保存期間は5年となる。他方、非本籍人に関する届書類は、市区町村において、当該年度の翌年から1年保存される（規則第48条第3項）。

いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

## 6 戸籍の電算化

戸籍事務は、平成6年の戸籍法改正により、コンピュータにより処理することが可能となった。その後、平成7年度から平成15年度までの間、電算化に必要な経費について、特別交付税による財政支援がされ、各市区町村がベンダー（8社）から個別に戸籍情報システムを調達して順次電算化を進めた結果、電算化した自治体の数は、平成7年時点の24庁から平成15年には1,497庁へと拡大した。平成29年10月1日現在、1,896の市区町村のうち、1,892の市区町村（全体の約99.79%）において電算化が完了している（注6）。

しかし、戸籍の電算化は、その時点の現在戸籍について、市区町村ごとに段階的に行われており、また、基本的に、各市区町村の戸籍情報システムは独立しており、市区町村間のネットワーク化はされていない（注7）。そのため、前記3(2)に記載のとおり、非本籍地の市区町村において、直接戸籍情報の確認又は戸籍謄本等の交付をすることはできず、本籍地の市区町村に電話で問い合わせたり、戸籍謄本等の公用請求を行うなどしてその戸籍情報を照会する必要がある。

（注6）平成29年10月1日現在、未電算化庁は、東京都御蔵島村、新潟県加茂市、京都府相楽郡笠置町、北海道夕張市。

（注7）政令指定都市の中には、市内全行政区のシステムサーバを1か所に設置し、各区间をネットワークで接続している自治体も存在する。また、複数の自治体で一部事務組合を組織し、共同施設において戸籍情報システムを運用している場合もある。

ただし、いずれの場合もデータの統合まではされていない。

## 7 副本

戸籍は、正本と副本を設け、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「管轄法務局等」という。）が保存することとされている（法第8条）。

副本は、主として戸籍が滅失した場合の再製（法第11条）のための資料としての役割を担っている。戸籍の電算化がされている場合には、副本は、法務省によって構築された戸籍副本データ管理システムにより管理されており（全国2か所に戸籍副本データ管理センターが設置されており、副本データの管理に当たっている。参考資料4（マイナンバーによる情報連携のためのシステムについて）参照）、市区町村長は、戸籍の記録をした後遅滞なく、総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用して同センターに副本データを送信することとされている（規則第75条第1項参照）。

### 第3 戸籍事務におけるマイナンバーの活用等を可能とすること及びそのためのシステム形態等に関する研究会及びシステムワーキンググループにおける検討結果

#### 1 戸籍事務におけるマイナンバーの活用等を可能とすることについて

委託調査・研究における戸籍情報の利用実態等の調査及び戸籍に関する国民の意識調査によると、全市区町村における戸籍謄本等の交付請求時の利用目的の比率が、相続関係手続、年金・社会保険関係手続、旅券関係手続及び戸籍届出の4種類で約半数を占めることをそれぞれ確認することができた。

また、戸籍謄本等の提出を求める行政機関の利用目的が、手続の申請書等に記載された内容の確認と手続の対象者に係る親族的身分関係にある者の探索等に大別されることも確認することができた。

これらの調査結果を踏まえ、研究会においても、戸籍事務を行う市区町村及び法務局間で、戸籍情報の授受を行うこと（戸籍事務内連携）及び他の行政事務に情報の提供をすること（ネットワーク連携）（注8）により、行政運営の効率化及び行政サービスにおける国民の利便性の向上が期待され、マイナンバー制度の導入趣旨に合致するものと考えられることから、戸籍事務においてマイナンバーを活用することなどについて一定のメリットがあると認められるとの意見が多かった。

他方、戸籍事務においてマイナンバーを活用することなどについては、セキュリティの観点から、どの範囲で活用するか検討が必要との意見があった。また、必ずしもマイナンバーを活用しなくても、戸籍情報システムを一元化することにより、戸籍事務の効率化を実現することが可能ではないかとする意見もあったが、後記2のとおり、戸籍情報システムを一元化することについては、システムワーキンググループでの議論において、現時点では困難であるとされ、

研究会においても、システム形態については、システムワーキンググループでの結論と同様の方向性で検討することに同意を得た。

なお、戸籍事務において、マイナンバーを活用し、他の行政事務に対して特定個人情報を提供するためには、マイナンバー法の改正が必要であると考えられる（注9）。また、マイナンバー法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に当たっては、マイナンバー法上求められる特定個人情報保護評価の措置が必要となる。

（注8）マイナンバー制度における機関を越えた情報のやりとりについて

機関を越えた情報のやりとりについては、マイナンバー制度は、原則として、情報提供ネットワークシステムを利用して行うこととしており（マイナンバー法第19条第7号）、本資料においては、これを「ネットワーク連携」という。なお、この方法による情報提供については、運用上のポリシーとして、情報提供ネットワークシステムの中間サーバーに個人を特定する情報（住所、氏名、性別及び生年月日）を置かないこととされている（したがって、個人を特定する情報（住所、氏名、性別及び生年月日）は、住民基本台帳ネットワークシステムから取得することとされている。）。

戸籍事務は、全国の市区町村並びに法務局及び地方法務局という複数の行政機関内において行われており、本資料においては、複数の行政機関間で戸籍情報の授受を行うことを「戸籍事務内連携」という。戸籍事務内連携に関して必要となる具体的な法手当については、別途、マイナンバー法を所管する内閣府と協議中である。

（注9）連携先となる他の行政事務について

現在、マイナンバー制度における情報連携の原則形態であって、情報提供ネットワークシステムを利用するネットワーク連携（マイナンバー法第19条第7号参照）の連携先として、①年金事務、②児童扶養手当事務、③旅券事務を候補に、関係機関との間で現在調整中である。

## 2 戸籍制度へのマイナンバー制度導入のためのシステム形態について

システムワーキンググループにおいては、システム構築の効率化、合理化の観点から、在るべき戸籍システムの形態について議論された。

国において、マイナンバー制度における情報連携に用いる連携情報を整備するためには、その前提として、各市区町村に散在する個人の複数の戸籍情報について名寄せを行い個人に関する戸籍情報を統合する必要があるが、市区町村の戸籍情報システムを一元化することについては、氏名に使用している字形の変更、移行対象のデータ形式の問題、中間標準レイアウトに含まれないデータの取扱い等様々な問題があり、現時点では困難であるとされた（参考資料2（戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ）5ページ参照）。他方、現在、法務省で運用している戸籍副本データ管理システムは、東日本大震災において、戸籍正本と戸籍副本が同時に滅失する危機に直面した事態を踏まえ、国において戸籍副本を管理するシステムとして、平成25年に運用開始したものである。現在、戸籍を電算化している市区町村の副本データは、市区町村が保有する戸籍正本の更新

情報として、日次で法務省のシステムに送信されている。

システムワーキンググループにおいては、このシステムの仕組みを利用することにより、既存の市区町村の戸籍情報システムは維持しつつ、国において、戸籍情報連携システム（仮称）を構築して、戸籍事務内において活用し、あるいは、他の行政事務に提供するための連携情報を保有することが相当であるとされた。

以上のシステムワーキンググループでの検討結果を踏まえ、研究会においても、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用してマイナンバー制度導入のためのシステムを構築する方向で検討すること、国において連携情報を整備し、ネットワーク連携を行うことについて合意を得た。

### 3 戸籍情報とマイナンバーとの紐付け範囲

戸籍情報システムの電算化をする時点で、改製原戸籍であったもの及び既に除籍とされていたものについては、システム上画像データで保存されており、画像データという性質上、これらについて、複数の戸籍情報について個人を名寄せしマイナンバーと紐付けることは技術的に困難であることが委託調査・研究の結果、明らかとなっている（参考資料1、10ページ参照）。加えて、電算化以前の紙の戸籍については、相続の場面で利用されることが多いと考えられるが、マイナンバー法が施行された平成27年10月以前に死亡した者については、そもそもマイナンバーが付番されていない上、過去の全ての紙戸籍について、今後必ず相続の場面で用いられるものでもなく、名寄せをする必要性が不可欠であるとまではいえない。

他方、電算化後の戸籍情報のみマイナンバーを紐付けることとしても、戸籍謄本等の利用目的の上位に挙げられるもののうち、過去の戸籍が必要な相続手続を除いた年金・社会保険関係手続のうちの一定の範囲（児童扶養手当請求・老齢年金請求・年金分割請求）や一般旅券発給手続については、相当程度対応できるものと考えられる。

そこで、複数の戸籍に記録されている個人を名寄せしマイナンバーと紐付けることで提供を行う戸籍情報については、費用対効果の観点から、市区町村において既に電算化されている戸籍及び除籍（画像データは除く）を対象とすることが相当である。

### 4 戸籍情報へのマイナンバー紐付けのための方法について

戸籍事務は、戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており、戸籍の附票と住民基本台帳は、双方でその記載事項の変更があった場合には通知を行うことによって、双方の記載の正確性を確保している（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第9条第2項、第19条第1項及び第4項）。

そのため、戸籍の附票という既存の仕組みを用い、本籍地市区町村（戸籍側）が住所地市区町村（住民票側）からマイナンバーを戸籍情報に紐付けるための必

要な情報を取得して戸籍情報に紐付けることとすれば、紐付けの正確性が確保できるとともに、既存の仕組みを用いるため、紐付けに係る作業負担も比較的少なく、総合的に見て、最も合理的な方法であると考えられる。

そこで、マイナンバーを戸籍情報に紐付けるために必要な情報を戸籍の附票を利用して取得する方法によることが相当と考える。

#### 第4 戸籍事務へのマイナンバー制度導入に当たっての検討事項について

##### 1 国が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について

現行戸籍法には、市区町村長を戸籍事務管掌者と定める規定（法第1条）及び国（法務大臣及び法務局又は地方法務局長）による戸籍事務への関与を定める規定（法第3条）がある。この点、前記のとおり、法務省において、マイナンバー制度導入のためのシステムを構築し、戸籍事務内連携やネットワーク連携を行うのであれば、現在の市区町村長を戸籍事務管掌者とする法第1条の規定は維持する一方、国（法務大臣）が責任を持って戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、連携情報を整備して管理する行政主体であることを戸籍法に定めることが必要であると考えられる。

そこで、国（法務大臣）が、国及び市区町村が戸籍事務内連携やネットワーク連携を行うための連携情報を整備して管理するための根拠等の規定を設けることが必要であると考えが、どうか。

##### 2 戸籍事務に関する制度上の問題点について

###### (1) 電算化を原則とする規定振りへの変更について

現在、戸籍法は、紙の戸籍を原則とした規定振りとなっており、電算化された戸籍事務については、特例として規定されている（法第118条以下）。しかし、現時点で4市町村を除く全ての市区町村において電算化が行われていることから、電算化を前提に戸籍事務においてマイナンバーを活用することを検討している。

そこで、戸籍法について、電算化戸籍を原則とする規定振りとすることが必要であると考えが、特に留意すべき事項はあるか。

###### (2) 文字の取扱いについて

現行の戸籍情報システムは、各市区町村において個別に構築しているため、同一の文字であっても、戸籍情報システムに記録されている文字のコードや字形（デザイン）は、市区町村ごとに異なっている。文字情報を現行のままとした場合、複数の戸籍に記録されている個人の戸籍情報を統合することが困難であるほか、住民基本台帳の情報との突合もできず、戸籍情報にマイナンバーを紐付けることも困難である。そこで、現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、法務省が管理する連携情報において、可及的に字形の同

一化を図る方策が考えるが、どうか。

また、このように、連携情報について文字の同定作業を行うことが必要と考えられるが、市区町村の戸籍情報システムに存在する戸籍の正本情報における文字の取扱いについては、どのように考えるか（注10）。

（注10）戸籍記録文字に関する調査結果（参考資料1，10ページ参照）

戸籍に記載されている文字の統一的な整理を検討するため、市区町村で管理する外字数及びその管理状況等を調査した結果、市区町村で外字として取り扱っている文字数は約102万字に達する見込みであるとの試算を得た。また、市区町村及び戸籍情報システム開発事業者から入手した文字から文字同定を試行する対象文字を無作為に抽出し、戸籍統一文字を包摂先の文字集合として文字同定作業を試行したところ、外字全体のうち約86.1%については、一定の基準の下で戸籍統一文字に包摂されることが分かった。さらに、電算化に際して、誤字を正字で記録しないしてほしい旨の申出等があり、改製をしなかった戸籍（以下「改製不適合戸籍」という。）の原因となっている文字の一定数についても、戸籍統一文字に包摂され得ることも分かった。

### (3) 改製不適合戸籍の取扱いについて

現状の改製不適合戸籍については、紙のまま、又は画像データとして保存されており、法務局が保存している改製不適合戸籍の副本についても紙の状態で見守っているものがある。

国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、ネットワーク連携を行うとしても、現在の改製不適合戸籍のままでは連携情報を整備することは不可能である。また、改製不適合戸籍に記載されている者は、コンビニ交付等、電算化戸籍を前提としているサービスを楽しむことができず、今後、電算化戸籍を対象とする新たなサービスを受けることも困難である。さらに、戸籍事務内の事務手続においても、改製不適合戸籍についてのみ、他の電算化戸籍と異なる取扱いをしなければならず、過誤の可能性も高くなるなど、事務手続上も煩雑であるといえる。

そこで、改製不適合戸籍については、まずは、戸籍の氏又は名の文字が俗字等又は誤字で記載されている者に対し、対応する正字で記載する旨の告知（注11）を改めて行うこととすることが考えられるが、どうか。

なお、前記告知をした上で改製ができない場合には、戸籍の正本については、紙又は画像データの状態で維持しつつ、別途、連携情報用にデータ化作業を行うことも考えられるが、どのように考えるか。

（注11）平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達第1の2

(3)と同趣旨の告知

### (4) 戸籍事務における添付省略及び連携情報の参照について

現状、戸籍の届出の際には、戸籍謄本等の添付を義務付けている場合があ

る（法第108条第2項等）ほか、当該届出の受理の判断に必要な場合には、届出人に、戸籍謄本等を添付することを求めている（規則第63条）。

しかしながら、市区町村において、届出の受理の審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することが可能になれば、届出人が戸籍謄本等を取得する負担が大きく減少するものと考えられる。

そこで、市区町村は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、原則として、届出人が戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとして、マイナンバー制度を導入するために国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照して、審査を行うことができるものとするのが考えられるが、どうか。

ただし、市区町村が届書を審査するに当たり、参照することができる戸籍情報の範囲については当該事件本人が在籍している現在戸籍の情報の範囲にとどめることも考えられるが、プライバシー保護の観点及び戸籍事務における必要性の観点から、どのように考えるか。

#### (5) 届書類の電子化、保存について

前記第2・3のとおり、届書類については、これを受理した市区町村が届出に係る本人の本籍地でなければ、本人の本籍地の市区町村に送付される。その場合、本籍地において戸籍の記載が終了すると、届書類は、目録を付して管轄法務局等に送付されている。

また、届出先が本籍地の市区町村でない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受理した市区町村及び本籍地の市区町村の双方で入力するといった事務の重複が生じている。

他方、市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の制度自体は維持することとしていることから、届出を受理した市区町村が本籍地の市区町村でない場合に、戸籍の記載まで行うことはできない。

このような事務負担を軽減する目的から、届書類の情報を電子化することにより、受理地及び本籍地の市区町村や管轄法務局等において情報の共有化を図り、当該情報を戸籍事務において活用することが合理的であると考えられる。

そこで、届書類については、届書類を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するとともに、届書類自体を一定期間保存することとし、現在行われている本籍地市区町村及び管轄法務局等への送付事務は行わないこととすることが考えられるが、どうか。

また、届書については、様式及び用紙の大きさに加え、電子化による事務の障害とならないよう、一定の制限を行うことが考えられるが、どうか。

#### (6) 法務局等の審査（調査）権限

届出に対する法務局及び市区町村長の審査（調査）権限については、市区町村長は基本的に書面による審査を行うものとされ、従来から市区町村長の審査において疑義が生ずる場合には、法務局において、届出関係者の供述を聴取するなどの調査をした上で、届出を受理すべきか否かについての指示等（法第3条第2項）を行っている実情にある。市区町村については、届出等の受理に際し資料を求めることができる旨の規定（規則第63条）があるが、窓口における質問等も当然予定されていると考えられるところ、規定の要否について、どのように考えるか。

また、一般に、任意の行政調査については、法律の根拠は要しないと解されているものの、法務局の調査権限については、戸籍法等の規定上明文化されていないことから、現在、法務局が行っている審査（調査）について疑義を示されることがある。そのため、現在、法務局が行っている権限について明文化された規定を置くことは、戸籍の記載の正確性の確保の観点からも必要であると考えられる。

そこで、法務局が、市区町村に対して戸籍の届出その他戸籍事務について指示等（法第3条第2項）を行うに当たり、必要と認める場合に、届出人その他の関係者への質問等の調査ができる規定を置くことが必要と考えられるが、どのように考えるか。

#### (7) 戸籍訂正制度の在り方について

現行の戸籍訂正制度は、戸籍訂正許可の審判（法第113条、第114条）又はこれを促すため確定判決（法第116条）を得て、戸籍訂正の申請を行うこととされており、市区町村長が戸籍の記載について訂正事由があることを発見した場合には、これを促すため、届出人又は届出事件の本人にその旨を通知することとされ（法第24条第1項）、通知をすることができないとき又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市区町村長は管轄法務局長の許可を得て戸籍訂正をすることができる（法第24条第2項）とされている。ただし、戸籍の記載に錯誤又は遺漏があった場合に、その錯誤又は遺漏が市区町村長の過誤によるときには、通知及び管轄法務局長の許可なく訂正することができる（法第24条第1項ただし書、第2項）。

戸籍訂正制度の在り方全般に関する問題点として、主に、①市区町村長が通知をせずに職権で訂正することができる事項が限られている。そのため、例えば、訂正許可審判書の主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができない、②訂正事由があることが発見され届出人等に通知をした場合であっても、届出人等が実際に訂正許可審判の手続きをとっているかどうかを市区町村長が把握する術がなく、届出人等が戸籍訂正申請をするかどうかを見極めることが困難である、などの点が主な問題点として考えられる。また、③市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが担保されておら

ず、市区町村の処分に対する不服申立て事件などと比較して審理の充実が確保されていない点も指摘し得る。

そこで、戸籍訂正手続について、戸籍の記載又は届書等との比較対照により、訂正事由（法第24条第1項）が認められる場合等一定の場合には、戸籍訂正許可審判手続等に基づく戸籍訂正申請を原則とせず、職権での戸籍訂正手続を拡大するなど、戸籍訂正制度の在り方については、どのように考えるか。

#### (8) 死亡届出人の届出人資格の拡大について

法第87条は、第1項で、死亡届出義務者として、同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人の順でこれを定め、第2項で、届出資格者として、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人を定めている。第2項の届出資格者は、昭和51年改正により設けられ、平成19年改正により同居の親族以外に届出資格者が拡大された。

現在、近年の社会状況を反映して、身寄りのない高齢者を中心に死亡後の諸手続について第三者に事前に委任する死後事務委任契約が増加しているとされる。しかし、法第87条第2項に規定していない死後事務受任者は死亡届の届出人になることができないところ、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会から、死後事務受任者を届出資格者に加えることの要望が出されている。

そこで、死亡届出の届出人資格の拡大について、どのように考えるか。

#### (9) その他

戸籍法の見直しについて、戸籍謄本等の交付請求の在り方等、他に検討すべき事項はあるか。

### 3 システム上の検討事項について（参考資料2，2ページ以降参照）

#### (1) プライバシー情報の保護と情報セキュリティ上の対策

ア 現行法上、第三者による戸籍謄本等の請求が限定されるなど、戸籍情報は、高度なプライバシー情報であることから、行政機関等が利用するネットワーク連携や市区町村の担当者等が利用する戸籍事務内連携においても、その取扱いに十分な注意が必要となる。

プライバシー情報の保護という観点からの具体策としては、ネットワーク連携の連携先との協議によって、戸籍情報のうち必要とする事項を従前以上に絞り込み、実際の情報提供において個人に係る必要な戸籍情報のみを提供することができるようにする必要があると考えられる。また、戸籍事務内連携においては、非本籍地の市区町村の戸籍情報の参照は、届出の処理等の特定の事務（特定のシステム操作）における現行戸籍の範囲にとどめるといったことも考えられる。

イ 情報セキュリティの観点からは、情報技術の進展にも留意しつつ、必要かつ合理的な範囲で機密性、可用性及び完全性（注12）を確保するため、①技術的、②物理的、③人的・組織的なセキュリティ対策を講じることが必要であると考えられる。

戸籍情報連携システム（仮称）における情報セキュリティの対策という観点からの具体策としては、①に関連して、同システムは、政府共通ネットワーク、LGWAN、法務省ネットワーク及び住民基本台帳ネットワークの各システムとの接続に当たっては各ネットワークの安全性及び独立性を確保するため、不必要なネットワーク間の疎通を防止する仕組みとするほか、アクセス制御を始めとするセキュリティ基盤技術を活用する、②に関連して、システムを設置する施設に係る物理的なセキュリティを確保する、③に関連して、セキュリティポリシーを策定するほか、組織・体制の整備を行うということが考えられる。

なお、①に関連して、ネットワーク連携については、中間サーバーに個人を特定する情報を置かず、マイナンバーを直接用いずに機関別に生成される符号等を用いる情報提供ネットワークシステムを利用することとされている。

ウ このように、プライバシー情報の保護及び情報セキュリティ対策は重要であると考えるところであるが、特に留意すべき事項はあるか。

（注12）情報セキュリティの3つの特性について

情報の「機密性」とは、特定の情報資産へのアクセスについての権限者と無権限者とを峻別し、権限者のみが許可された範囲（参照のみ、更新可等）で活動できるようにする特性をいう。情報の「完全性」とは、情報資産の正当性、正確性、網羅性、一貫性を維持する特性をいう。情報の「可用性」とは、情報システムが必要なときに、正常なサービスを提供できる状態を維持する特性をいう。

(2) システムの業務継続性の確保について

戸籍情報連携システム（仮称）は、各行政機関等に戸籍情報を提供する行政システム基盤であることから、戸籍情報を提供する機関との調整等を踏まえた適切なサービスレベルを設定した上で、最適な継続的システム運営を行うことが必要であると考えられるが、その他、特に留意すべき事項はあるか。

(3) システム全体の運用経費等の削減等について

市区町村の戸籍情報システムを維持する場合においても、自治体クラウドの推進といった国及び地方公共団体でのIT施策を参考にしつつ、低コストで移行することが可能なクラウド化を進めるなどして、システム全体の運用経費等の削減を図ることが必要と考えるが、その他、特に留意すべき事項はあるか。

(4) その他

その他，システム面で特に留意すべき事項はあるか。